

## 議案第4号

### 損害賠償の額を定めることについて

令和4年9月13日に佐倉市内の医療機関において発生したストレッチャーの転倒事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

- 1 損害賠償の額 1,473,420円
- 2 損害賠償の相手方 住所 成田市  
氏名 個人

令和5年8月28日提出

四街道市長 鈴木陽介

### 提案理由

本案は、救急出動において医療機関に搬送した傷病者を病院のストレッチャーに移乗する際に、救急隊のストレッチャーを転倒させ、負傷させた事故に対する損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものであります。